



SUMITOMO MITSUI
TRUST BANK

私的年金制度改革の方向性(企業年金・個人年金)について

2025年7月31日

本資料の内容については、一部未確定情報を含むため、
確定次第、改めてご連絡させていただきます。

年金制度改正等の方向性(企業年金・個人年金)

- 『社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理』において示された私的年金制度改正の方向性を踏まえた年金改正法が2025年6月13日に成立し、2025年6月20日に公布されました。
- また令和7年度税制改正により、退職所得控除の調整規定の見直しが行われました。(施行日:2026年1月1日)

年金制度・退職所得控除改正の概要

主な項目		現在	改正内容	改正概要
①	マッチング拠出	加入者掛金額の拠出上限 事業主掛金額以下	事業主掛金額以下の制限撤廃	→2026年4月1日施行予定 総合的に従業員の老後の所得保障を手厚くするという趣旨から、企業型DCのマッチング拠出について、事業主掛金額を超えられない制限を見直す。
②	DC拠出限度額	第1号被保険者 6.8万円 第2号被保険者 ~5.5万円 (iDeCoは~2.3万円)	7.5万円 ~6.2万円 (iDeCoも~6.2万円)	→2027年の控除分からの実現を目指して準備 賃金の上昇等の経済・社会情勢の変化を踏まえて、企業型DCやiDeCoの拠出限度額を引き上げる方向。具体的な拡大幅は与党税制改正大綱にて明記された。(注)拠出限度額は、DB掛金相当額を考慮する必要あり
③	iDeCo加入可能年齢上限引き上げ	第1・3号被保険者 60歳 第2号被保険者 65歳	70歳	→2027年の控除分からの実現を目指して準備 iDeCoの加入者・運用指図者、企業型DC等から資産をiDeCoに移換する者で、老齢基礎年金やiDeCo老齢給付金を受給していない者は、70歳までのiDeCoの加入・継続拠出を認める。
④	運用の見える化	企業年金加入者 他社比較不可	他社比較可能	→公布(25年6月20日)から5年以内に実施 企業年金の運営状況の情報について、厚生労働省がとりまとめて公表することにより、他社との比較・分析を可能に。
⑤	退職所得控除の見直し	DC老齢一時金受け取り後、その他の退職手当等受け取り時 支払いを受ける年の前年4年以内	支払いを受ける年の前年9年以内	→26年1月1日以降にDC支払いがある場合に適用 DC老齢一時金を受け取り後10年以内にその他の退職手当等を受け取る場合、退職所得控除の算定において、DC老齢一時金の受け取り時に使用した退職所得控除を調整する必要あり。

『社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理』、『社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律』、『令和7年度税制改正の大綱』、『私的年金制度の主な改正事項のスケジュール【予定】(2025年7月時点)』をもとに弊社作成

【重要】事業主様への事前準備のお願い

- 今回の改正では、システム等に影響を及ぼすと考えられる内容もございます。
- 特に「マッチング拠出を事業主掛金額以下とする制限の撤廃」については、2026年4月1日施行予定と、早期の施行が想定されております。つきましては、以下に記載の事項について、前倒しでご準備を開始いただくことを強くお勧めいたします。

制度変更の意思決定

- 法令改正と同時期に各種対応(※)をご希望の場合、お早めにご検討を開始いただく必要があります。特に、改正内容のうちマッチング拠出の上限撤廃は、2026年4月1日施行予定ですので、お早めのご検討をお願い申し上げます。
※マッチング拠出の上限撤廃に係る変更、マッチング拠出の新規導入、DC拠出限度額の拡大に合わせた掛金増額に係る変更
- 上記の各種対応は、法令改正に伴い自動的に反映されるものではなく、**企業型年金規約の変更が必要**となる見込みです。規約に関するご対応事項については、改めてご案内いたします。

各種システムへの影響範囲の確認

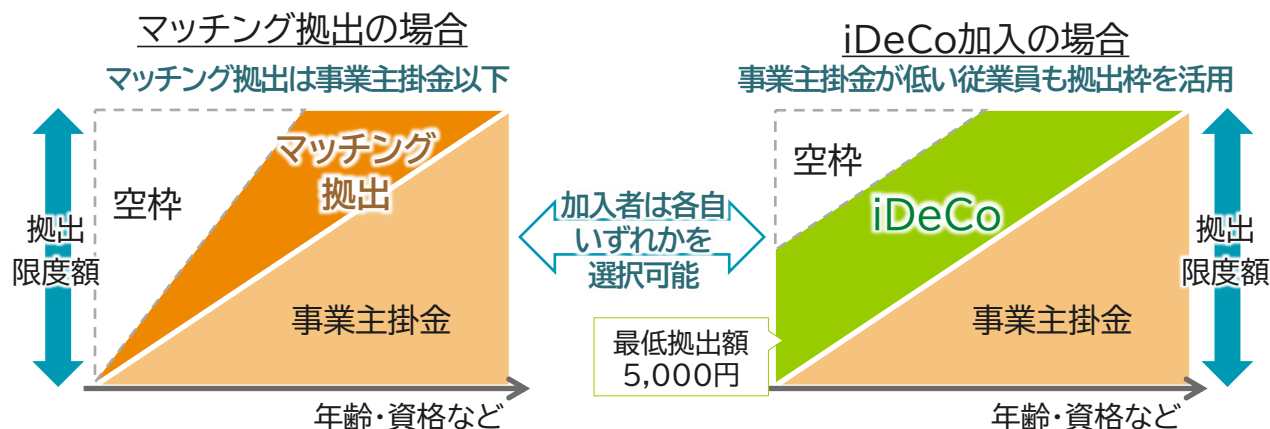
- 現在マッチング拠出を実施されている事業主様で、①毎月の掛金でマッチング拠出が事業主掛金を上回らないよう給与システムでチェックをかけている、②マッチング拠出の開始・変更・停止の独自システムを構築している、等のケースが考えられます。
- この場合、マッチング拠出の上限撤廃や、拠出限度額の引き上げを行うためには、上記規約変更だけでなく、システム改修が必要となるものと考えられます。
- システム改修には一定の時間を要するため、まず現時点のご対応として、改修の要否、および改修に必要な時間・費用等について、**システム担当部署やシステムベンダー等に早期にご確認ください。**

改正① マッチング拠出を事業主掛金額以下とする制限の撤廃

- 本資料では、p.1の内容のうち、特に重要な改正点である、「マッチング拠出を事業主掛金額以下とする制限の撤廃」と「DC拠出限度額の拡大」について、現行制度と改正後の制度、および事業主様にお願いする各種対応の概要をご説明いたします。
- なお、改正内容の詳細については、未確定の部分もございます。今後、詳細が確定しましたら、順次ご連絡いたします。

現行制度について(企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択)

✓ 現行制度のイメージ



✓ 現行制度下での比較

	マッチング拠出	iDeCo加入
企業型年金規約への記載	必要	不要
最低拠出額(月額)	法令上の制限なし ※拠出額の選択肢は事業主が設定	5,000円
拠出限度額(月額) ※別途、DC全体の拠出限度額を考慮する必要有	事業主掛金額と同額	20,000円 ※企業年金ありの第2号被保険者の場合

改正① マッチング拠出を事業主掛金額以下とする制限の撤廃

- マッチング拠出の事業主掛金の同額制限が撤廃されることにより、事業主掛金が低くDC拠出可能枠を最大限活用できていなかった方であっても、自助努力による資産形成を図ることができます。

改正方針・改正内容

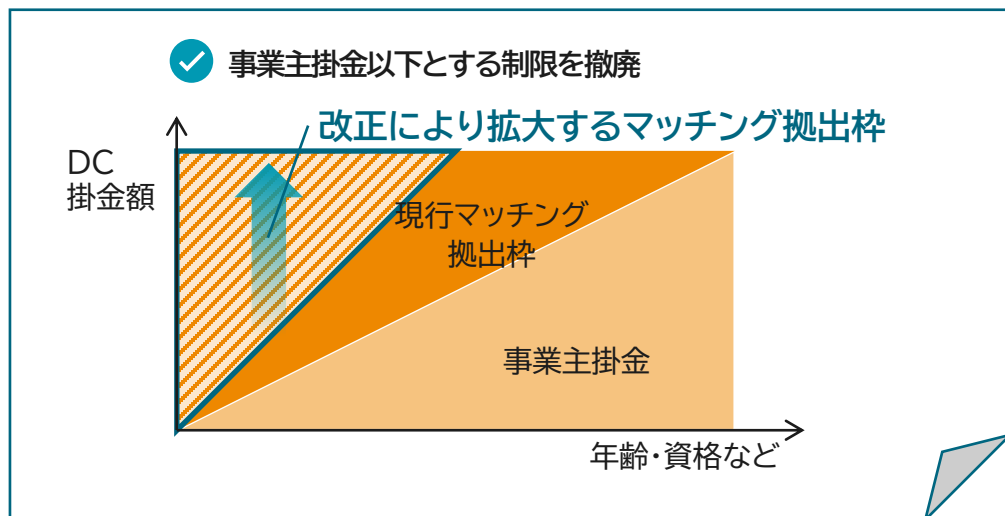
改正方針

事業主拠出が原則であるとの企業年金の性質を前提としつつも、マッチング拠出をめぐる現状や第2号被保険者の拠出限度額の見直しの方向性も踏まえ、総合的に従業員の老後の所得保障を手厚くするという趣旨からは、**企業型DCのマッチング拠出について、事業主掛金額を超えられないとする制限を見直す**



改正の概要・意義

- **加入者掛金の拠出を事業主掛金額と同額以下とする制限が撤廃**されます(2026年4月1日施行予定)。
- これにより、「加入者掛金+事業主掛金」の合計金額がDCの拠出限度額以下であれば、**事業主掛金額を上回る額であっても、加入者掛金として拠出することができる**ようになります。
- この改正により、**加入者の自助努力による老後資産形成が後押しされるもの**と考えられます。特に、**事業主掛金が比較的少ない、若年層の加入者にとっては、制限撤廃の恩恵が大きいもの**と思われる。



改正① マッチング拠出を事業主掛金額以下とする制限の撤廃

- 「マッチング拠出を事業主掛金額以下とする制限の撤廃」については、企業型年金規約の変更が必要となる見込みであるほか、システム面への影響も見込まれます。早期にご確認いただくことをお勧めいたします。
- 2026年4月1日施行予定となっておりますので、同日からの制限撤廃をご希望の場合は、特に早めの確認をお願いいたします。

事務面での対応事項

- 企業型年金規約の変更が必要となる見込みです。また、加入者掛金に関する取扱いを記載した社内規程の変更も必要です。
※規約に関する詳細なお手続きは、内容が確定次第、弊社より順次ご案内してまいります。
- なお、改正の施行(2026年4月1日)と同時に、マッチング拠出の新規実施等の制度変更を併せてご希望の場合等は、特に早期の意思決定が必要です。



まずは、事業主様にて、お早めに検討を開始いただきますよう、お願い申し上げます。

事業主様内でのご確認のお願い

- 現在マッチング拠出を実施されている事業主様で、①毎月の掛金でマッチング拠出が事業主掛金を上回らないよう給与システムでチェックをかけている、②マッチング拠出の開始・変更・停止の独自システムを構築している、等のケースが考えられます。
- この場合、マッチング拠出の上限撤廃に対応するには、規約変更に加え、システム改修が必要となるものと考えられます。
- システム改修には一定の時間を要するため、まず現時点のご対応として、改修の要否、および改修に必要な時間・費用等について、システム担当部署やシステムベンダー等に早期にご確認ください。

改正② DC拠出限度額の拡大

- DC拠出限度額が引き上げられることにより、現状で拠出上限に到達している場合であっても、さらに掛金拠出を増やし、老後資産の積み増しを支援することができます。

改正方針・改正内容

改正方針

現在の拠出限度額は2014年に設定されたものであり、その後10年以上見直されておらず、その間の賃金水準の変化の反映や、実勢を踏まえた保険料率の算定の基礎の見直し等を検討するといった視点も重要

賃金の上昇等の経済・社会情勢の変化を踏まえて、企業型DCやiDeCoの拠出限度額について見直しを行う



改正の概要・意義

- 企業型DCを実施している場合の拠出限度額が、5.5万円⇒6.2万円に引き上がります。**
- これにより、現状で拠出上限額5.5万円を拠出している場合であっても、さらなる拠出が可能となります。
- 拡大した拠出枠は、事業主掛金・加入者掛金の別を問わず活用することが可能です。
- なお、第1号被保険者・第2号被保険者がiDeCoを利用する場合の拠出限度額も、同時に引き上がります。

「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日 閣議決定)」

拠出限度額	現在(2024年12月～)	改正内容
企業型DC	5.5万円 -DB掛金相当額	6.2万円 -DB掛金相当額
iDeCo (第2号被保険者 ・企業年金加入)	5.5万円-DB掛金 相当額-企業型DC掛金 (上限2.0万円)	6.2万円 -DB掛金相当額 -企業型DC掛金
iDeCo (第2号被保険者 ・企業年金未加入)	2.3万円	6.2万円
iDeCo (第1号被保険者)	6.8万円	7.5万円

拠出限度額
引上げ

改正② DC拠出限度額の拡大

- DC拠出限度額の拡大にあたって必要なお手続き内容については、順次ご案内してまいります。
- マッチングの制限撤廃と同様、システムや資料の修正が必要となる可能性がございます。前倒しのご準備をお勧めいたします。

事務面での対応事項

- 現在、弊社にて影響を精査しております。詳細は順次ご案内いたしますので、今しばらくお待ちください。
- マッチングの制限撤廃同様、法令改正の施行に合わせた早期の各種対応(※DC拠出限度額の拡大に合わせた掛金増額など)をご希望の場合、お早めにご検討を開始いただく必要があります。弊社営業担当者までご相談ください。
- **2024年12月より開始された経過措置の取り扱いについては、現時点では明らかになっておりません。**
経過措置を適用する場合、拠出限度額引き上げの対象外となることも考えられますので、ご留意ください。

事業主様内でのご確認のお願い

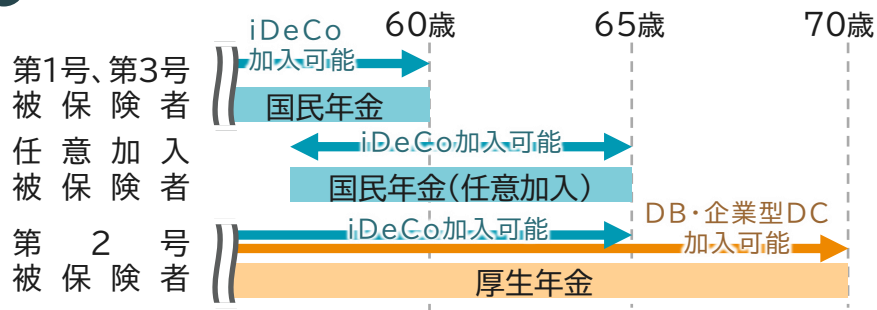
- 掛金の拠出額について、事業主様で、①毎月の掛金額が拠出限度額を上回らないようシステムでチェックをかけている、②拠出額を管理する独自システムを構築している、等のケースが考えられます。
- この場合、拠出限度額の引き上げに対応するためには、システム改修が必要となるものと考えられます。
- DC拠出限度額の拡大については、現時点では施行時期が明示されておりませんが、システム改修には一定の時間を要するため、改修の要否、および改修に必要な時間・費用等について、システム担当部署やシステムベンダー等に早期にご確認いただくことをお勧めいたします。
- 併せて、事業主様にて独自に作成されている加入者向け案内資料等がございましたら、適宜修正をお願いいたします。

改正③ iDeCoの加入可能年齢上限引き上げ

- マッチング拠出の制限撤廃、DC拠出限度額以外にも、各種の改正が予定されております。
- 以下では、iDeCoの加入可能年齢上限と、運用の見える化について、改正の概要をご案内いたします。

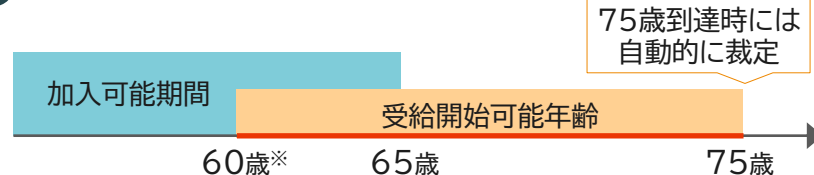
iDeCoの加入可能年齢(現行)

✓ iDeCoの加入可能年齢(現行)



iDeCoの受給開始可能年齢

✓ iDeCoの受給開始可能年齢



※: 60歳前までの加入期間が10年に満たない場合は、60歳時点での加入期間に応じて下記に対応する年齢以降請求が可能

- ・8年以上10年未満: 61歳
- ・6年以上8年未満: 62歳
- ・4年以上6年未満: 63歳
- ・2年以上4年未満: 64歳
- ・1年以上2年未満: 65歳
- ・1年未満(60以降に初めてDCに加入): 加入日から5年を経過した日

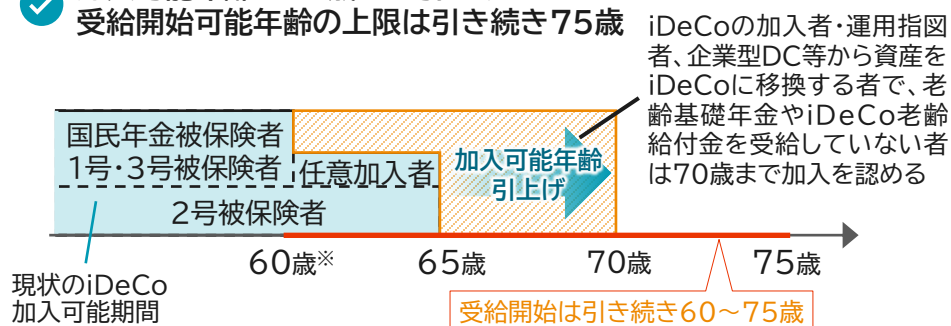
年金制度改正における方針

改正内容

公的年金への保険料を納めつつ、上乘せとしての私的年金に加入してきた者が、引き続き老後の資産形成を継続できるよう、**60歳から70歳までの老後の資産形成を継続しようとする者にiDeCoの加入・継続拠出を認めることとすべき**

iDeCoが老後の所得確保のための手段の一つであるとの性質も踏まえるとともに、現在でも高齢期における手続きが困難であるといった意見や、更に引き上げた場合の実務上の課題を勘案して、**iDeCoの受給開始可能年齢の上限は引き続き75歳とし、70歳以降で受給を開始する者の状況等を見極めた上で、受給開始可能年齢をさらに引き上げるのかどうかについて丁寧に議論していくべき**

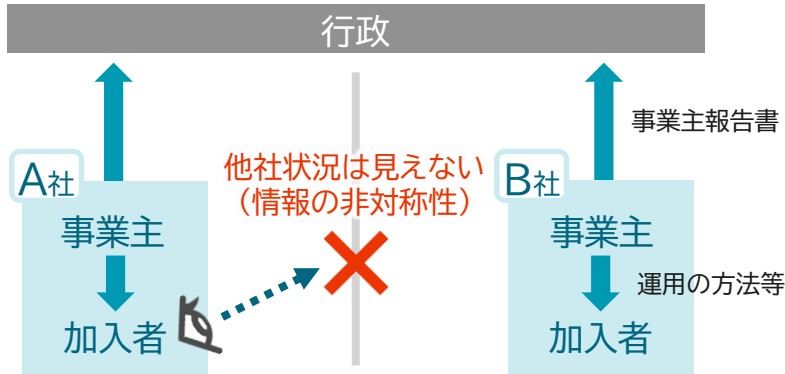
✓ 加入可能年齢は70歳まで引上げ 受給開始可能年齢の上限は引き続き75歳



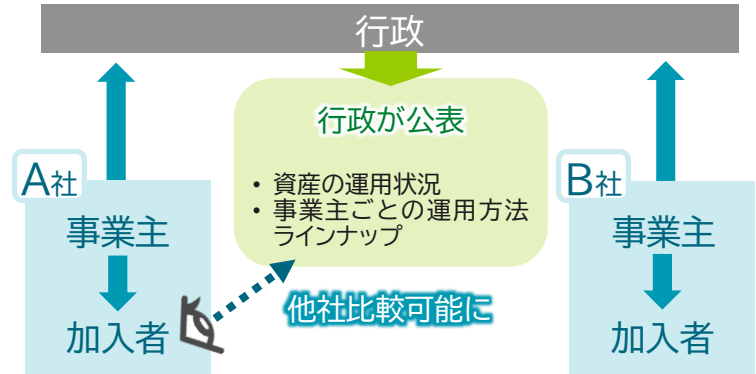
改正④ 運用の見える化

加入者のための企業年金の運用の見える化の概要

現状



運用の見える化



「運用の見える化」による効果

運用方法の選定について事業主と運営管理機関との対話を促進したり、加入者に対する情報提供を充実させることにより、適切な運用方法が選定される

年金制度改正における方針

改正内容

「運用の見える化」に向けて、事業主が新たに報告が必要となる事項・行政が公表する事項は、今後厚生労働省から示される見通し

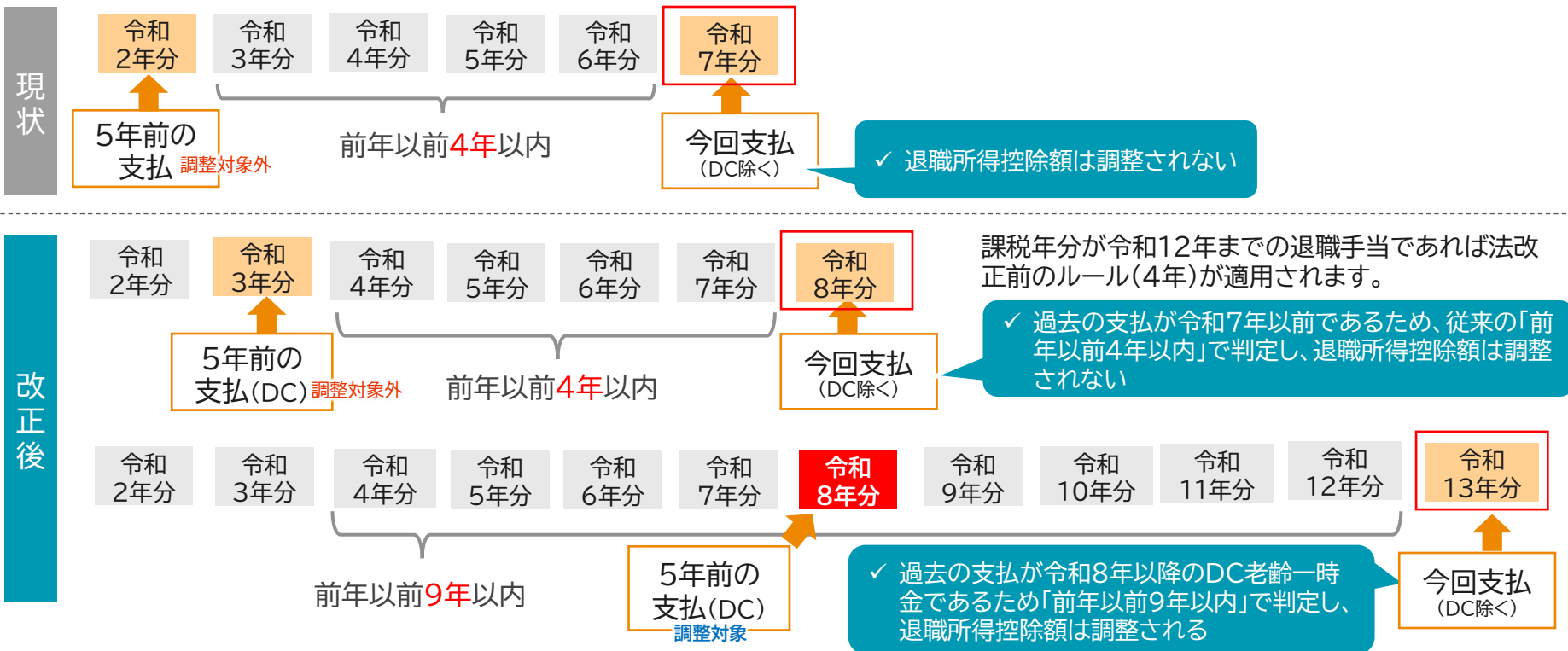
具体的な項目の検討にあたって、以下のような意見があった

- 企業年金は労使合意に基づいて決定された労働条件でもあり、人事・報酬戦略を含めたそれぞれの制度前提や運営方針、状況も異なる中で加入者にとって真に必要、有益な情報は何なのか、他社との比較を行う目的は何なのかを適切に整理した上で、開示の是非と要否を検討する必要がある
- 加入者の利益の観点からは、運用受託機関やコンサルタント会社、総幹事会社の業務や運用委託のフィーの結果として運用の成果が得られているのか、手数料が高いために実質リターンが低下している状況はないか等が分かるように検討すべき
- 海外での事例も参考にしつつ、投資教育の観点も踏まえながら、分かりやすい情報発信ができる仕組みを考える必要がある

改正⑤ 退職所得控除の調整規定の見直し

※令和7年度税制改正の内容

- これまで、退職所得控除の計算における調整は、退職手当等(DC老齢一時金を除く)を受け取る前年以前4年以内に他の退職手当等を受け取っていた場合に実施することとされていました。
- 今般の法改正に伴い、「令和8年1月1日以降に支払われた前年以前9年以内のDC老齢一時金」が退職所得控除額の調整の対象になります。当該「DC老齢一時金」が「令和7年12月31日以前」に支払われた場合は、現行どおり「前年以前4年以内」のままとなります。



End of Presentation

- 本資料は、情報提供を目的として作成されたものであり、勧誘を目的として作成されたものではありません。
- 本資料に記載のデータは、弊社が信頼できると判断した情報等に基づくものですが、その情報の正確性・確実性について弊社が保証するものではありません。
- 本資料は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成したものであり、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合があります。
- 本資料に記載された内容は、現時点における一般的な条件を示したものであり、実際に取り組むことができない場合や条件が変更となる場合があります。予めご了承ください。
- 本資料における弊社からの提案をお客様が採用されない場合であっても、弊社とのお取引についてお客様が不利益な取扱いを受けることはありません。また、弊社は本資料における提案をお客様が採用されることをお客様とのお取引との条件とすることはありません。
- 本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます。
- 本資料の数値は、一定の前提に基づく概算数値が含まれる場合があります。実際の適用に際しては正式な計算を行う必要があり、その場合の結果は差異が生じますのでご注意ください。また、シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します。
- 本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会くださいますようお願い申し上げます。

(以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する金融商品取引法第37条の規定に基づく表示です。)

・信託契約に係るリスクについて

信託契約においては、金利・為替・株式等の価格変動により、また、投資先の信用状況の変化(発行者の事業内容、財務等の経営状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等)により、損失が生ずることとなるおそれがあります。

・契約の際、お支払い頂く報酬・手数料等について

本資料の記載内容に基づきお客様が弊社と新たに各種契約を締結する場合は、所定の報酬・手数料等が発生いたします。個別の計算方法はお客様と弊社が協議のうえ決定します。契約締結にあたっては、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認くださいようお願い申し上げます。

・商号等

弊社の商号等 : 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会